

平成 27 年第 4 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 27 年 12 月 17 日(木曜日)

開 会 14 時 00 分 ～ 閉 会 15 時 14 分

議事日程

開会 平成27年12月17日（木）14時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

日程第 3 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

日程第 4 議案第 3 号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 阿武町税条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

日程第 7 議案第 6 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例

- 日程第 9 議案第 8 号 公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 27 年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 追加日程第 1 所管事務調査 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齋	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 14時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。ご着席ください。

議員の皆様には、平成27年第 4 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦労様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。

続いて議事に入ります。

本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1 番、長嶺吉家君、2 番、小田高正君、を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 9 議案第 8 号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号から日程第 9、議案第 8 号までの 8 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長（中野祥太郎） それでは、先日12月10日に行われました、

行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の審議に入りました。

農業委員の選出について、原案条例の選出方法では、奈古、宇田、福賀地区別の委員のバランスが保てなくなり、女性や青年の委員を積極的に登用することが難しいのではないかと、との質疑がありました。質疑に対して、役場は、こうしてくださいと言うことが法的にはできないので、役場としては、推薦・公募の情報を整理し、公表し、町議会が同意をし、町長が任命することになる。また、農地利用最適化推進委員の選出については、農業委員に新制度をよく理解していただき、農業委員会が推薦・公募の情報を整理し、公表し、農業委員会が委嘱することになる答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 2 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 4 号、阿武町税条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 5 号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

特に質疑もなく、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 8 号、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について、の審議に入りました。

分収造林契約の樹木で、伐採時期が来ているものはないかの質疑がありました。質疑に対して、樹齢 50 年、65 年、75 年を中心に伐採する計画であり、現在では、まだ 50 年を経過したものがなく、これから 10 年以内に伐採するものが出てくるとの答弁がありました。次に、どのような種類が植林されているのかの質疑がありました。これに対して、スギが約 12 ヘクタール、ヒノキが 94 ヘクタール、マツが 5 ヘクタールとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 8 号までの審議の内容と結果を報告いたします。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。

続いて、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これより討論を行います。

討論は、議案 8 件について一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決は、1 議案ごとに行います。

まず、議案第 1 号、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号から日程第 13 議案第 12 号まで

○議長 日程第 10、議案第 9 号から日程第 13、議案第 12 号までの 4 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 4 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第 9 号から議案第 12 号までについて、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

議案第 9 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）の審議に入りました。

10 款教育費のスクールバス購入について、何人乗りで、購入費に対して補助金が少ないことについて、検討がなされたのか、またバスは 4WD 車かとの質疑がありました。質疑に対して、25 人乗りのバスで、当初 9 人の生徒の利用しないので、12 人乗りのワゴン車を検討したが、どこのメーカーにおいても 4WD 車がなく、雪道への安全性や今後の利用増加があった場合を考えて購入となった。また、収支は、当初補助率が 50 パーセントであったのが減額されてこのようになった。ただし、過疎債を利用することができた、との答弁がありました。

次に、2 款総務費の萩地区防犯対策協議会負担金についての質疑がありました。質疑に対して、萩地区防犯対策協議会が印刷代を負担し、阿武町、萩市内の企業が協賛で、はがき代を負担し、詐欺等の防止のはがき配布する事業負担との答弁がありました。

次に、6 款農林水産業費のイラオ山山頂路網整備工事について、工事の完成時期の質疑がありました。3 年先の完成計画となるとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

議案第 10 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

議案第 11 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 2 回）の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

議案第 12 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された、議案第 9 号から議案第 12 号までの審議の内容と結果を報告いたします。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認め、これより討論を行います。

討論は、議案 4 件について一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決は、1 議案ごとに行います。

まず、議案第 9 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 2 回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第 1 所管事務調査 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長 ここで、議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。

追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第 1、所管事務調査、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

ここで、議会運営委員長の説明を求めます。議会運営委員長、ご登壇ください。

○議会運営委員長(西村良子) それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について説明をいたします。本委員会は、所管事務のうち、次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。記、事件、平成 29 年 11 月 29 日までの次の特定事件。1 つ、議会運営に関する事項。2 つ、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。3 つ、議長の諮問に関する事項。以上でございます。

○議長 以上で、議会運営委員長の説明を終わります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、全員協議会のため暫時休憩します。ただちに資料を持って、委員会室の方へご移動願います。

休 憩 14時21分

(この間、全員協議会)

再 開 15時04分

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、閉会に先立ちまして、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 平成27年第 4 回阿武町議会定例会閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

先週の木曜日、12月10日から始まりまして、第 4 回阿武町議会定例会、議員の皆様方には、大変お疲れ様でございました。また、ご提案申しあげました12の議案につきまして、慎重審議の結果、すべてご議決を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今年もあと 2 週間ばかりとなってきたわけではありますが、今年 1 年を振り返る時期にきたわけではありますが、阿武町に取りましては、平穏な 1 年であったというふうに思っているわけではありますが、ただ、阿武町を取り巻く環境、阿武町だけでなく地方自治体を取り巻く環境は、本当大きく変わってきたんだろうというふうに考えさせられる 1 年であったというふうに思っているところでございます。

国におきましても、今、軽減税率の適用範囲の問題、また、財源の問題等がいろいろ協議されてきたわけではありますが、約 1 兆円ということで、解決に向けた話も最終局面を迎えてきているんだろうというふうに思っておりますが、

そうした中で、法人税の引き下げ等も決定されておりますが、そうした中で、今回の補正予算、ご質疑もいただいたわけでありましたが、スクールバスの購入費に対する補助金の金額の低さ等もご質疑いただいたわけですが、本当に今、国の財政は大変厳しい状況にあるというふうに、この度つくづく実感をしたところでありますが、今回の補正予算、7,200万円強の減額補正をお願いいたしました。内容につきましては、ご案内のとおり過疎道路に対する交付金が大きく、大幅な減額となったところでございます。なかなか公共事業費全体も増えないわけですが、その中で維持・補修費にかかる経費を、国の方は優先的に予算措置をしておりますので、なかなか新規事業に対する事業費は厳しいという状況は聞いていたわけですが、今回、それを実感として感じ取ったところでございます。

また、来年度に向けまして、大変厳しい状況にあるんだろうというふうに思っているわけですが、そうした中で、このしわ寄せが地方交付税の減額という形にくることを大変懸念をしております。国の方でもしっかりと、地方交付税、特に頑張っているところには、それなりの交付をしていただきたいと願っているところでございますが、いずれにいたしましても、現場が混乱しないように、地方自治体が混乱をしないような額の確保をしっかりといただきたいというふうに願っているところでございますが、いずれにいたしましても厳しい財政状況、国そして山口県におきましても大変厳しい状況の中で、また来年度の予算措置等もこれから積み上げていかななくてはいけないわけですが、やはり限られた財源をいかに有効的に活用していくかということは、本当に真価が問われてくると、そういった時代を迎えているんだろうというふうに思っておりますが、一方で、国の方は、地方創生のスタートということで、これからは頑張っているところには応援しますということで、方針が定められているわけですから、やはりこの地域の特性を最大限、どのようにして

活かしていくか、そういった知恵比べの時代になったんだろうというふうに思っているわけでありませう。

いろいろ阿武町を取り巻く状況も厳しいところもありますし、また大きく変わってきているところもあるわけでありませうが、ただそうした中で、国においては T P P の問題がひとつ気になるころであります、これが阿武町の第一次産業にどのように影響してくるのかということも注視しなくてははいけなわけでありませうが、そうした中で、何と言いましても阿武町は、今年町制施行 60 周年を迎えたわけでありませう。皆さんと一緒に、この 60 周年をお祝いした 1 年であったわけでありませうが、問題は、これからまた新しいスタートを切った中で、町づくりをいかに進めていくかということでありませう。今年度から実施計画を定めまし、総合戦略も定めたところでありませう。そうした中で、これに基づいて、いかに施策を進めていくかということが大変重要な時期になってきているんだろうというふうに思っているところでありませう。そうした中で、私ども執行部は、議会と一緒に、両輪となって、まさにこの阿武町の発展、振興に取り組んでいく、そういった大きな責務を課せられているわけでありませうので、議員の皆様方には、これまでもご尽力いただいているところでありませうが、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でありませう。

残すところ、本当にあと少しになってきたわけでありませうが、このまま平穩に暮れを迎えて、輝かしい新春を迎えたいところでありませうが、昨日も奈古地区で火事がありましたように、まだまだ何が分かるか分からない、そういった状況でもあるというふうに思っております。気を緩めることなく、この年末に向けて、私どもも、まだまだ取り組むべき課題が多くあるわけでありませうので、頑張っていきたいというふうに思っているところでありませうが、議員の皆様方には、輝かしい新春を、ご家族おそろいでお迎えになられますことを

心から祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

1 年間本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

○議長 以上で、町長の挨拶を終わります。

閉会にあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。

この 12 月定例会におきまして、私、議長の大役を仰せつかりましたが、その責任の重さを今改めて感じているところでございます。

また、議会開会中は、議員各位の真摯な取り組みによりまして、日程どおりに進み、本日をもって、平成 27 年第 4 回定例会も閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

国政では、先ほど町長の話にもありましたように、平成 29 年 4 月からの消費税アップ時における軽減税率の話し合いが行われておりましたが、一昨日ようやく方向性がまとまったということでございますが、減収となる 1 兆円もの財源をどこで、どのように手配するのか先行き不透明なところです。われわれ地方で生活する人々や、弱い人々に負担がかかるようなことは避けてほしいという思いであります。1 月から始まる通常国会を注視したいと考えております。

また、国内外を取り巻く、政治・経済・治安など、どれをとりにしても、まだまだ予測しがたい厳しい状況で推移していると思われまます。特に、治安におきましては、いつ・どこでテロが発生するか不安でなりません。平和な日が 1 日でも早く訪れることを強く望んでおります。

一方、阿武町議会といたしましては、今後の町づくりに、議員各位が 1 つの輪となって、慎重にしかも全力で地方創生に取り組んでまいらなければと痛感しているところです。

議員各位には、これから年末・年始を迎え、ご多忙な日々が続くものと思われまますし、昨日から天候の方も冷えてきております。健康管理には十分ご配慮願いまして、ご家族お揃いで健やかに平成 28 年の新春をお迎えになられますこ

とを願っているところであります。

1 月 2 日には成人式があります。お互いに元気に顔を合わせたいと思っております。

皆様方のさらなるご活躍とご多幸を祈念申し上げ、簡単ではございますが、平成 27 年第 4 回定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

以上で、12 月 10 日から本日までの 8 日間の全日程を終了しました。

これにて、平成 27 年第 4 回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 15 時 14 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家

阿武町議会議員 小 田 高 正